

小樽市の事業者（飲食店等）の 皆さまへのお願い

まん延防止等重点措置の適用に伴い、北海道では、**新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項**に基づき、小樽市内の飲食店等に対して営業時間短縮等の要請を決定しました。

対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。
変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

■要請期間 **令和3年6月21日(月)から7月11日(日)まで**
(遅くとも6月23日(水)からご協力をお願いします)

■対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

※酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、**従来から21時を超えて営業を行っている施設（店舗）**が対象となります。

■要請内容と支援金

- ・営業時間は5時から21時まで
- ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）は11時から20時まで
- ・感染防止対策の実施（裏面に記載）
- ・業種別ガイドラインを遵守する
- ・飲食を主として業としている店舗等において、カラオケ設備の利用を行わない

支援金(予定)

●中小企業・個人事業者
売上高に応じて2.5～7.5万円/日

●大企業
売上高の減少額に応じて最大20万円/日

※支援金は、店舗ごとに支給します。

支援金の申請について

営業時間短縮等にご協力いただいた事業者の皆様には
下記のとおり支援金を支給する予定です。
詳細が決まり次第、順次、ホームページにてお知らせいたします。

■申請受付開始時期

決まり次第お知らせします。

■支援金の単価

●中小企業・個人事業者

- ・2.5万円：1店舗1日当たりの売上高が83,333円以下
- ・2.5～7.5万円：1店舗1日当たりの売上高が
83,333円を超え250,000円以下
- ・7.5万円：1店舗1日当たりの売上高が250,000円を超える

●大企業 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて最大20万円

※1日当たり売上高の算出方式

令和元年又は令和2年6～7月の売上高÷61×0.3（千円未満は切り上げ）

■申請方法

郵送にて受付予定。

※申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やホームページの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただく予定です。

次の感染防止対策を実施してください

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
（すでに入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる

【参考】業種別ガイドライン(内閣官房のページ)

<https://corona.go.jp/prevention/>



○支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

011-350-7377（8:45～17:30、6月は土日も対応）

■ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>

